

令和4年3月9日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

うんてん
運天港における国による港湾施設の一部管理の期間延長について

運天港においては、令和3年12月10日より、運天港の港湾管理者（沖縄県）の要請を受け、国が運天港の港湾施設の一部を管理して「軽石の除去に関する全体調整」、「航路利用の可否の判断」等を実施し、さらに令和4年1月10日より、「軽石の除去」を追加して、国・県が連携した軽石対策を進めてまいりました。

この結果、これまでに国・県あわせて、約2万 m^3 の軽石を除去しましたが、港内に軽石が1万 m^3 以上残存している状況を踏まえ、軽石対策に万全を期すため、港湾管理者（沖縄県）の再度の要請を受け、国が管理する期間を4月9日まで延長します。

- | | |
|-------------|--|
| 1. 国が管理する期間 | 令和3年12月10日～令和4年4月9日
※ 令和4年3月9日までの期間を1ヶ月延長 |
| 2. 港湾の名称 | 運天港 |
| 3. 港湾管理者の名称 | 沖縄県 |
| 4. 管理の内容 | 別紙のとおり |
| 5. 軽石対策の内容 | 軽石除去等に係る全体調整（国）
軽石の拡散防止対策として設置した汚濁防止膜の管理（国・県）
バックホーを使用した陸上からの軽石除去（県） 等 |

運天港（羽地内海）の状況



12月15日撮影



3月3日撮影

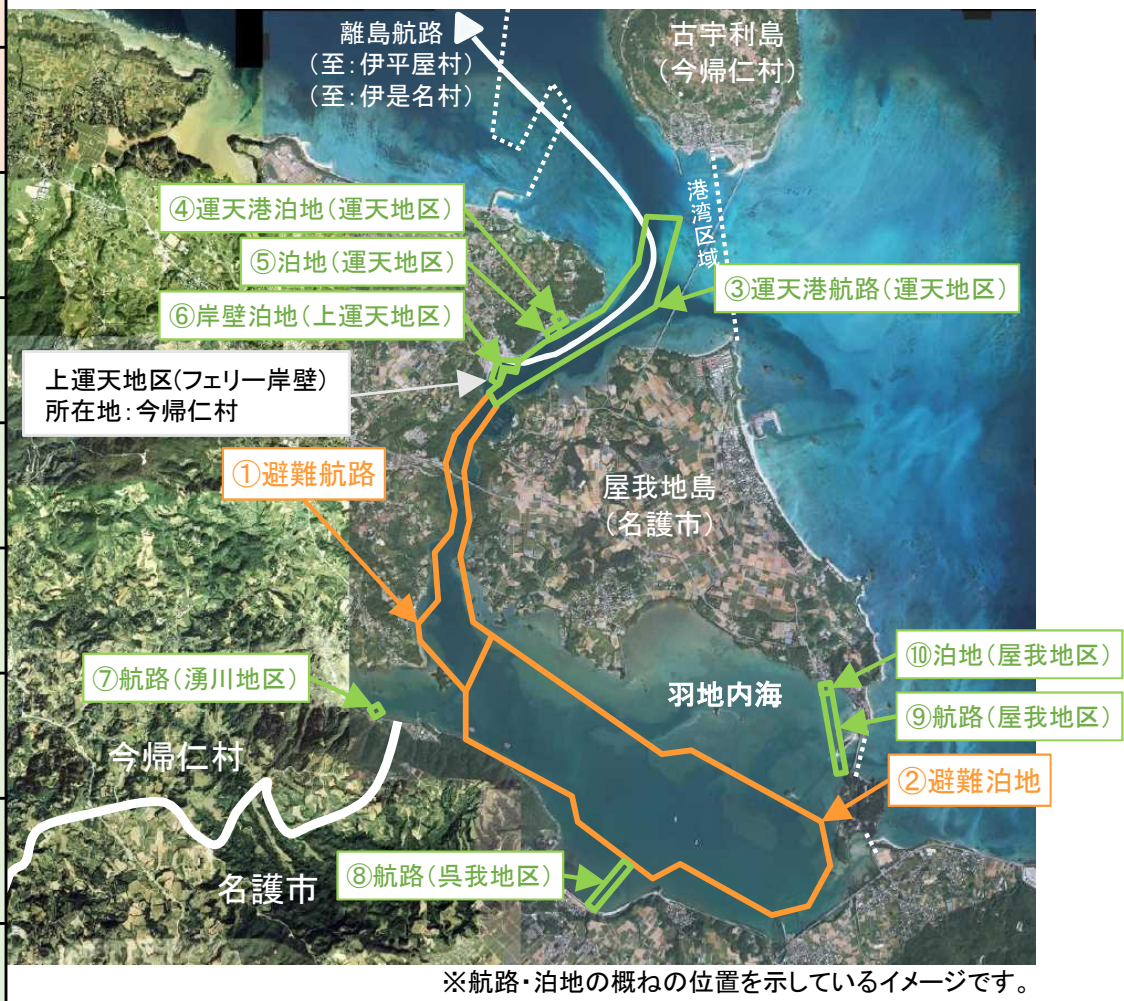
問い合わせ先

内閣府沖縄総合事務局開発建設部 港湾空港指導官 石原正豊

TEL：098-866-1906 FAX：098-861-9916

別紙

施設名称	管理の内容
①避難航路	航路における軽石その他の物件の除去に関する全体調整、 航路における軽石その他の物件の除去、 航路の点検・利用可否判断
②避難泊地	泊地における軽石その他の物件の除去に関する全体調整、 泊地における軽石その他の物件の除去、 泊地の点検・利用可否判断
③運天港航路（運天地区）	航路における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
④運天港泊地（運天地区）	泊地における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
⑤泊地（運天地区）	泊地における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
⑥岸壁泊地（上運天地区）	泊地における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
⑦航路（湧川地区）	航路における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
⑧航路（呉我地区）	航路における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
⑨航路（屋我地区）	航路における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
⑩泊地（屋我地区）	泊地における軽石その他の物件の除去に関する全体調整



国が管理する期間 令和3年12月10日～**令和4年4月9日**

※赤字：変更箇所